

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ 対応マニュアル

〈 京 都 府 〉

平成23年11月

(平成29年11月一部改正)

京都府農林水産部農村振興課

内容

I	概要	1
1	趣旨	1
2	調査実施対応基準	1
II	野鳥サーベイランス	3
1	鳥類生息状況等調査	4
2	死亡野鳥等調査	6
(1)	死亡野鳥等の回収	6
(2)	回収地点周辺の消毒	6
(3)	死亡野鳥等調査個票の作成	6
(4)	検査試料の採取	9
(5)	簡易検査の実施と判定	11
(6)	輸送用スワブの作成と送付	11
(7)	死亡野鳥の検体の保管	14
(8)	死亡野鳥の検体及び試料採取用具等の処分	14
(9)	遺伝子検査機関の検査結果通知	14
(10)	公表	14
(11)	傷病野鳥の取り扱い	16
(12)	調査資材の備蓄基準	18
3	糞便採取調査	19
III	参考	21
1	検査優先種3の詳細（府内で見られる種）	21
2	鳥インフルエンザに係る啓発資料（環境省）	22
3	関係機関連絡先	23
4	高病原性鳥インフルエンザ対策関係のホームページ	23

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル〈京都府〉

このマニュアルは、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（平成 29 年 10 月環境省自然環境局）」（以下、「環境省マニュアル」という。）に基づき、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの府内への侵入を監視することにより、鳥インフルエンザの家きんや人への感染予防及び感染拡大防止を図ることを目的とする。

なお、高病原性鳥インフルエンザは家きんの疾病の名称であるが、本マニュアルでは野鳥で高病原性鳥インフルエンザ感染が確認された場合を野鳥の高病原性鳥インフルエンザ発生と呼び、これには環境試料（糞便、水等）からウィルスが検出された場合も含むこととする。

I 概要

1 趣旨

府は環境省から野鳥における高病原性鳥インフルエンザ（以下、「鳥インフルエンザ」という。）の対応レベル（表1）について通知があった場合、市町村等の協力を得て、対応レベルに応じた野鳥サーベイランスを行う（表2）。

表1 発生状況に応じた対応レベルの概要

発生状況	対象地	全 国	発生地周辺 (発生地から半径10km以内を基本)
通常時		対応レベル1	— ※ただし、死亡野鳥の簡易検査等で陽性が判明した際は「野鳥監視重点区域」に指定
国内単一箇所発生時		対応レベル2	野鳥監視重点区域 に指定
国内複数箇所発生時		対応レベル3	
近隣国発生時等		対応レベル2又は3	必要に応じて 野鳥監視重点区域 を指定

2 調査実施対応基準

表2 対応レベルの実施内容

対応レベル	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況調査				糞便採取調査
		死亡野鳥等調査				
		検査優先種1	検査優先種2	検査優先種3	その他の種	
対応レベル1	情報収集、日常監視	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上	調査箇所1地点で糞便を採取し、遺伝子検査機関でウイルス保有状況を調査 調査時期及び回数は別途環境省指示による。
対応レベル2	監視強化（巡視調査）	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上	
対応レベル3	監視強化（巡視調査）	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上	
野鳥監視重点区域	監視強化（巡視調査） 緊急調査 発生地対応	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上	

※死亡野鳥等調査は、同一場所（見渡せる範囲程度を目安とする）で数日間（おおむね3日間程度）の合計羽数が表の数以上の死亡個体等（衰弱個体を含む）が発見された場合に実施する。ただし、原因が他の要因であることが明瞭なものや腐敗して試料採取が不可能なものは除く。

表3 検査優先種

検査優先種 1 (17種)			
カモ目カモ科 ヒシクイ マガン シジュウカラガン* コクチョウ* コブハクチョウ コハクチョウ オオハクチョウ オシドリ ヒドリガモ キンクロハジロ	カイツブリ目カイツブリ科 カイツブリ カンムリカイツブリ ツル目ツル科 マナヅル ナベヅル チドリ目カモメ科 ユリカモメ タカ目タカ科 <u>オオタカ</u>	ハヤブサ目ハヤブサ科 <u>ハヤブサ</u>	主に早期発見を目的とする。 高病原性鳥インフルエンザ(H5亜型)に感受性が高い種。
検査優先種 2 (11種)			
カモ目カモ科 マガモ オナガガモ トモエガモ ホシハジロ スズガモ	ツル目クイナ科 オオバン タカ目タカ科 <u>オジロワシ</u> <u>オオワシ</u> ノスリ <u>クマタカ</u>	フクロウ目フクロウ科 フクロウ	さらに発見の可能性を高めることを目的とする。 日本と韓国等において死亡野鳥で感染確認のある種を含める。
検査優先種 3			
カモ目カモ科 カルガモ、コガモ等 (検査優先種1、2以外全種)	ツル目ツル科 タンチョウ等 (検査優先種1、2以外全種)	フクロウ目 コミズク等 (検査優先種1、2以外全種)	感染の広がりを把握することを目的とする。 水辺で生息する鳥類としてカワウやアオサギ、検査優先種1あるいは2に含まれないカモ科、カイツブリ科、ツル科、カモメ科の種を、また鳥類を捕食する種として検査優先種1あるいは2に含まれないタカ目、フクロウ目、ハヤブサ目の種。
カイツブリ目カイツブリ科 ハジロカイツブリ等 (検査優先種1、2以外全種)	チドリ目カモメ科 ウミネコ、セグロカモメ等(検査優先種1、2以外全種)	ハヤブサ目 チョウゲンボウ等 (検査優先種1、2以外全種)	
カツオドリ目ウ科 カワウ ペリカン目サギ科 アオサギ	タカ目 トビ等 (検査優先種1、2以外全種)		
その他の種			
検査優先種1～3以外の鳥類すべて			

(注)・*は府内では見られない野鳥(京都府自然環境目録2015未掲載種)

- ・一重下線は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の国内希少野生動物種
- ・二重下線は府絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する条例の指定希少野生動物種

II 野鳥サーベイランス

鳥インフルエンザウイルスの府内への侵入を早期発見し、感染状況を把握するため、府は国、市町村、地域住民、獣医療機関、狩猟団体、野鳥保護団体など関係機関と連携して、鳥類生息状況等調査、死亡野鳥等調査、糞便採取調査などの野鳥サーベイランスを行う。

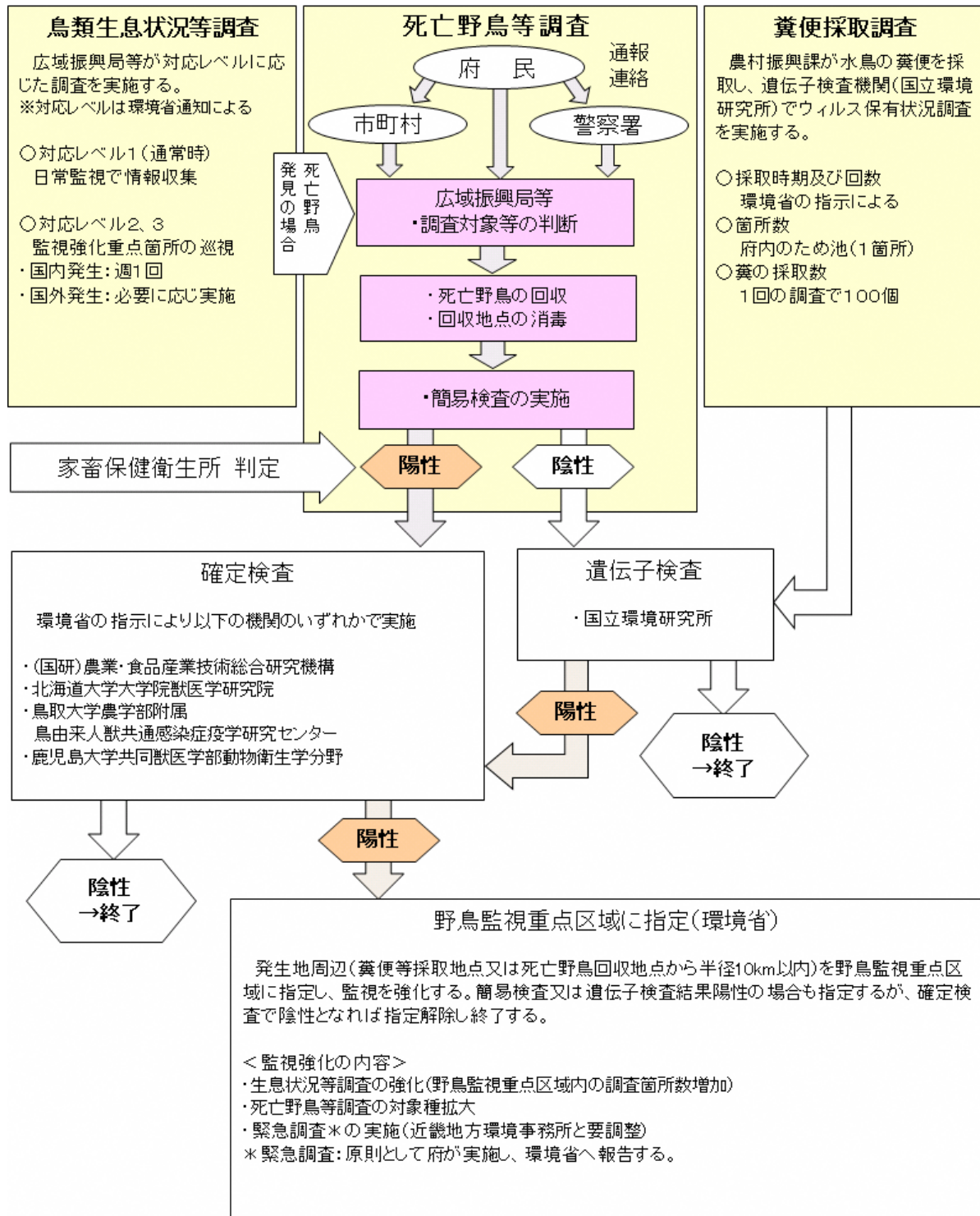


図1 高病原性鳥インフルエンザに係る野鳥サーベイランスの流れ

1 鳥類生息状況等調査

渡り鳥飛来状況や野鳥の生息状況の調査及び異常の監視を行うため、鳥類生息状況等調査を行う。渡り鳥が多く飛来するため池、河川、湾、養鶏農家付近の湖沼のほか、鳥類のねぐらがある地域や猛禽類の営巣地、野鳥の生息密度が特に高い地域などを監視強化重点箇所を表4及び別途定める重点箇所区分選定の考え方に沿って選定し、広域振興局及び京都林務事務所（以下「広域振興局等」という。）において、重点的に監視を行う。

（対応レベル1）

対応レベルが強化された場合に備えて、広域振興局等は、毎年予め監視強化重点箇所の位置や経路の確認、地元市町村等との情報交換を行うとともに、日常監視の範囲で地域住民や野鳥保護団体、緑の指導員（鳥獣保護員）などの協力を得て、衰弱又は死亡野鳥の有無などについての情報収集に努める。

（対応レベル2及び3）

対応レベルが2及び3となった場合、広域振興局等は監視強化重点箇所を国内発生時は週1回、近隣国発生時等は必要に応じて巡視して衰弱又は死亡野鳥の有無、飛来数（推定値）などを調査し、その結果を鳥類生息状況等調査票（別記第1号様式）にとりまとめ、農村振興課に提出する。なお、監視強化重点箇所は、表4に示すとおり、国内発生時は第1次重点箇所を、府内もしくは近隣府県で発生時には第2次重点箇所を対象とする。

（野鳥監視重点区域）

環境省が指定した野鳥監視重点区域（発生地から半径10km圏内）について野鳥の異常の監視を強化するため、広域振興局等は表4に示す第3次重点箇所の衰弱又は死亡野鳥の有無、飛来数（推定値）などを調査し、鳥類生息状況等調査票（別記第1号様式）にとりまとめて農村振興課に提出する。

表4 監視強化重点箇所の区分

対応レベル	対応レベル2・3		野鳥監視重点区域 (発生地から10km圏内)
	国内・近隣国発生時等	府内・近隣府県発生時	
監視強化重点箇所	第1次重点箇所	第2次重点箇所	第3次重点箇所
	水鳥が100羽以上飛来する湖沼	水鳥が50羽以上飛来する湖沼	水鳥が飛来する湖沼
	リスク種1・2が集団飛来する湖沼	リスク種1・2・3が集団飛来する湖沼	鳥のねぐら・コロニー 猛禽類営巣地
	養鶏農家付近の湖沼	鳥のねぐら・コロニー 養鶏農家付近の湖沼	野鳥の生息密度が特に高い地域 養鶏農家付近の湖沼

※湖沼とは、ため池、ダム湖、河川、沼のほか、湾や内海なども含む

平成 年度 鳥類生息状況等調査票

◎ 調査要領

- 1 渡り鳥が多く飛来する河川・ため池・湾、養鶏農家付近の湖沼、鳥類のねぐら、猛禽類の営巣地、野鳥の生息密度が特に高い地域などを監視強化重点箇所を選定
- 2 監視強化重点箇所における衰弱又は死亡野鳥の有無、飛来数（推定値）、その他野鳥の異常の有無などを確認する。
- 3 国内発生時は週1回、近隣国発生時等は必要に応じて巡回して調査を行い、農村振興課に調査票を提出する。

公所名

No.	市町村名	重点箇所名	区分	位置	第 回				第 回			
					巡回日	調査結果	推定飛来数	主な野鳥	巡回日	調査結果	推定飛来数	主な野鳥
例	〇〇市	〇〇川	河川	〇〇橋付近	1/1	異常なし	0羽	マガモ				
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												

2 死亡野鳥等調査

鳥インフルエンザウイルスの府内への侵入を早期に発見することは、野鳥によるウイルスの感染拡大を予防する上で重要であることから、府は市町村等の協力を得て、死亡野鳥等を対象とした鳥インフルエンザウイルスの保有状況調査を実施する。

(1) 死亡野鳥等の回収

広域振興局等は、府民から表3の検査優先種に該当する死亡野鳥等に関する通報を受けた場合には、関係市町村等と連携して、表2の対応レベルの実施内容に応じて、死亡野鳥等を回収し、鳥インフルエンザウイルスの簡易検査を実施する。

ただし、衝突死等、鳥インフルエンザ以外の要因が明らかな場合、道路上等での事故等や死後日数が経過し検体が腐敗・変敗している場合（気管と肛門の二つの検査部位が破損等により適正な検査ができないため）や回収羽数に該当しない場合は、回収及び検査は行わないので、発見者や市町村等に処分の協力をお願いします。

回収に際しては、次の事項に留意する。

ア ゴム手袋とマスク、長靴を着用し、死亡野鳥等には素手で触らないこと。

イ 死亡野鳥等は厚手のビニール袋に入れて口をしぼり、袋の表面をアルコール消毒した上でさらにビニール袋で覆い、密封すること。

ウ 使用したゴム手袋等は、アルコールで消毒後ビニール袋に入れて焼却処分する。

(2) 回収地点周辺の消毒

死亡野鳥等を回収した場合は、原則として発見現場周辺を消毒する。

消毒する範囲は回収地点から半径1m程度とし、使用する消毒薬は消毒対象に適した薬品等を使用する。

なお、消毒は陸域のみ行い、生物が生息する水域では行わない。

調査員等がウイルスを運んで感染を拡大させることがないように、回収地点を離れる際には、必ず靴や車両（タイヤ）を消毒してから移動する。

（消毒薬品例）

土の消毒：消石灰又は逆性石けん製剤の散布
アスファルトなどの消毒：逆性石けん製剤の散布
靴底の消毒：逆性石けん製剤の散布や踏み込み消毒槽の使用
車両（タイヤ）の消毒：逆性石けん製剤の噴霧
手指等の消毒：消毒用アルコール
検査器具類の消毒：消毒用アルコール、逆性石けん製剤

(3) 死亡野鳥等調査個票の作成

広域振興局等は死亡野鳥等を回収した際は、個体ごとに検体番号を付し、死亡野鳥等調査個票（別記第2号様式）を作成する。

振興局等名()

死亡野鳥等調査個票

検体番号	
------	--

1 死亡野鳥等の回収

受付年月日・時間	年 月 日 午前・午後 時頃
発見者(通知者)氏名	
連絡先	
死亡野鳥等の発見日時	年 月 日 午前・午後 時頃
死亡野鳥等の発見状況	(種名) 検査優先種1 検査優先種2 検査優先種3
発見羽数	羽
発見状況	死亡個体 衰弱(傷病)個体
死亡野鳥等の状態 (損傷や腐敗の状況、 複数死亡の場合の 相互距離散乱状況など)	
死亡野鳥等の発見場所	市町村 地内
周辺環境の状況等	河川 ため池 森林 草地 農地 道路 宅地 その他()
野鳥監視重点区域が 指定されている場合	野鳥監視重点区域の 10km圏内 ・ 10km圏外
対応者職氏名	受付 回収

2 簡易検査

検査者所属・職氏名		
簡易検査	実施日時	年 月 日 午前・午後 時頃
	検査結果	気管スワブ 陰性・陽性・不明 クロアカスワブ 陰性・陽性・不明
簡易検査 (再検査)	実施日時	年 月 日 午前・午後 時頃
	検査結果	気管スワブ 陰性・陽性・不明 クロアカスワブ 陰性・陽性・不明
家畜防疫 員の判定	判定結果	適当 ・ 不適当 ・ 要確定検査
	判定者 所属・職氏名	

3 遺伝子検査（簡易検査が陰性の場合）

遺伝子検査機関	
試料送付日	平成 年 月 日
遺伝子検査結果	平成 年 月 日 通知
	陰性 ・ 陽性 （確定検査へ）

4 確定検査（簡易検査が陽性の場合）

確定検査機関	
試料送付日	平成 年 月 日
確定検査結果	平成 年 月 日 通知
	陰性 ・ 陽性

5 写真（簡易検査陽性の場合に記録のこと）

発見場所の遠景	発見場所の近景
野鳥の全身	野鳥の特徴的部位等 （種名判読のため）

検体番号の採番方法

京都府No.(26)+月(2桁)+地域番号(A~F)+通し番号(3桁)

注1) 記載例：2612A032

12月に採取された山城広域振興局管内での当年度32番目の検体

注2) 地域番号は、死亡野鳥等が発見された管内の記号とする。

A：山城広域振興局管内、B：京都林務事務所管内、C：南丹広域振興局管内、

D：中丹広域振興局管内、E：丹後広域振興局管内、F：その他

注3) 通し番号(3けた)は、各広域振興局等ごとの当年度の通し番号とする。

(4) 検査試料の採取

広域振興局等は、府民の通報により回収した死亡野鳥等を管内の家畜保健衛生所（京都林務事務所にあつては山城家畜保健衛生所）の指導を受けた上で、原則として回収場所等の現地において試料採取を行う。

ただし、現地での試料採取が困難な場合（過度に住民の不安感をあおるおそれのある場合やウイルス拡散のおそれがある場合など）や広域振興局等に直接死亡野鳥等が持ち込まれた場合は、広域振興局等施設において試料採取を行う。

【試料の採取方法】

死亡野鳥等から採取する試料は、1個体につき、簡易検査キット付属の綿棒で 気管スワブ及びクロアカ（総排泄腔）スワブを各1試料ずつ、輸送用培地付属の綿棒で気管スワブ及びクロアカ（総排泄腔）スワブを各1試料ずつ、計4試料を採取する。（図2、図3）

①気管スワブ（T）の採取方法

死亡野鳥の口を開け、舌を鉗子等で引き出し、気管内に綿棒を挿入し、綿棒を2～3回前後回転させぬぐい液を採取する。

②クロアカスワブ（C）の採取方法

クロアカ（総排泄腔）に綿棒を挿入し、綿棒を2～3回前後回転させぬぐい液を採取する。

③死亡個体が多い場合は、できるだけ新鮮なものを4～5個体選び、試料を採取する。

④ウイルスの排出は一般に総排泄腔よりも気管の方が多いため、いずれかしか検査できない場合は、気管スワブの採取を優先する。



気管スワブ(口腔咽頭スワブ)の採取



クローカスワブの採取

(野鳥の高病原性鳥インフルエンザ調査 WILD BIRD HPAI SURVEILLANCE sample collection from healthy, sick and dead birds (FAO、2006)より転載)

図2 試料(スワブ)採取の方法

出典：野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル(環境省自然保護局 平成29年10月)

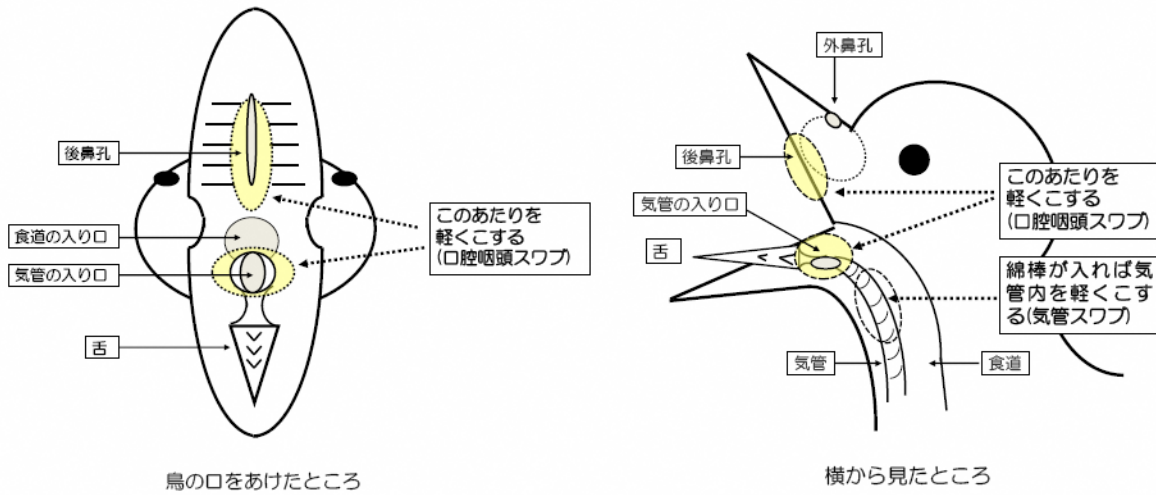


図3 気管スワブを採取する部位

出典：野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル(環境省自然保護局 平成29年10月)

(5) 簡易検査の実施と判定

広域振興局等は、試料採取後、簡易検査用スワブ（気管スワブ 1 試料、クロアカスワブ 1 試料）について、インフルエンザウイルス簡易検査キットにより検査を行う。簡易検査キットの使用方法や判定方法はメーカーや製品により異なるため、実際に使用する製品の添付文書を必ず読んでから操作する。検査は気管スワブとクロアカスワブを別々に行うこととし、検査の判定の色が不明瞭であったり、陽性対照（レファレンス）が発色しなかったり、不自然な結果の場合は再度実施する。（判定結果は写真撮影しておくことが望ましい。）

簡易検査の結果、判定が困難な場合は、家畜防疫員に判定を要請すること。

簡易検査の結果が A 型インフルエンザ陽性と判定された場合は、広域振興局等は直ちに農村振興課に連絡する。農村振興課はすみやかに庁内関係課や環境省にその旨報告する。

なお、簡易検査を行った死亡野鳥等の個体ごとに、発見場所や状況、簡易検査の結果などを記した死亡野鳥等調査用紙（別記第 3 号様式）を作成し、輸送用スワブに添付して遺伝子検査機関又は確定検査機関に送付するとともに、農村振興課あて死亡野鳥等調査個票（別記第 2 号様式）とともに提出する。農村振興課は、近畿地方環境事務所に死亡野鳥等調査用紙（別記第 3 号様式）で検査機関への検査依頼状況について報告する。

(6) 輸送用スワブの作成と送付

輸送用スワブ（気管スワブ 1 試料、クロアカスワブ 1 試料）は、ウイルス輸送用培地にそれぞれ入れて蓋で密閉し、サンプル管に検体番号とスワブの区分（T または C）を油性ペンで記入し、保管は冷蔵（4℃程度）とする。

広域振興局等は、図 4 のとおり、ウイルス輸送培地に入れたスワブ（気管スワブ、クロアカスワブ各 1 試料）を 1 個体分ごとにビニール袋に入れ、国連規格輸送用容器に封入するとともに、その外箱に送付する死亡個体等の情報のみを記載した死亡野鳥等調査用紙（別記第 3 号様式）を添付して検査機関あてに冷蔵（4℃程度）で送付する。

簡易検査陽性の場合、死亡個体から採取したスワブは、確定検査機関あて直ちに送付する。陰性の個体のスワブについては、数個体分をまとめて遺伝子検査機関に送付することも可とするが、2～3日以内には送付する。

【簡易検査が陽性の場合】…確定検査機関（環境省の指示により以下のいずれかに送付）

- ① （国研）農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門越境性感染症研究領域
企画管理部 交流チーム
〒305-0856 茨城県つくば市観音台 3-1-5
TEL: 029-838-7707 FAX: 029-838-7907
- ② 北海道大学大学院獣医学研究院 微生物学教室
〒060-0818 北海道札幌市北区北 18 条西 9 丁目
TEL: 011-706-5207 または 5208 FAX: 011-706-5273
- ③ 鳥取大学農学部附属鳥由来人獣共通感染症疫学研究センター 検査部
〒680-8553 鳥取県鳥取市湖山町南 4 丁目 101 番地
TEL/FAX: 0857-31-5437
- ④ 鹿児島大学 共同獣医学部 動物衛生学分野
〒890-0065 鹿児島県鹿児島市郡元 1-21-24
TEL/FAX: (099)285-3651

【簡易検査が陰性の場合】…遺伝子検査機関

〒305-8506 茨城県つくば市小野川 16-2 TEL 029-850-2896（受付）
国立研究開発法人 国立環境研究所環境試料タイムカプセル棟

※国指定の検査機関が変更される場合は、別途通知する。

死亡野鳥等のスワブの送付方法

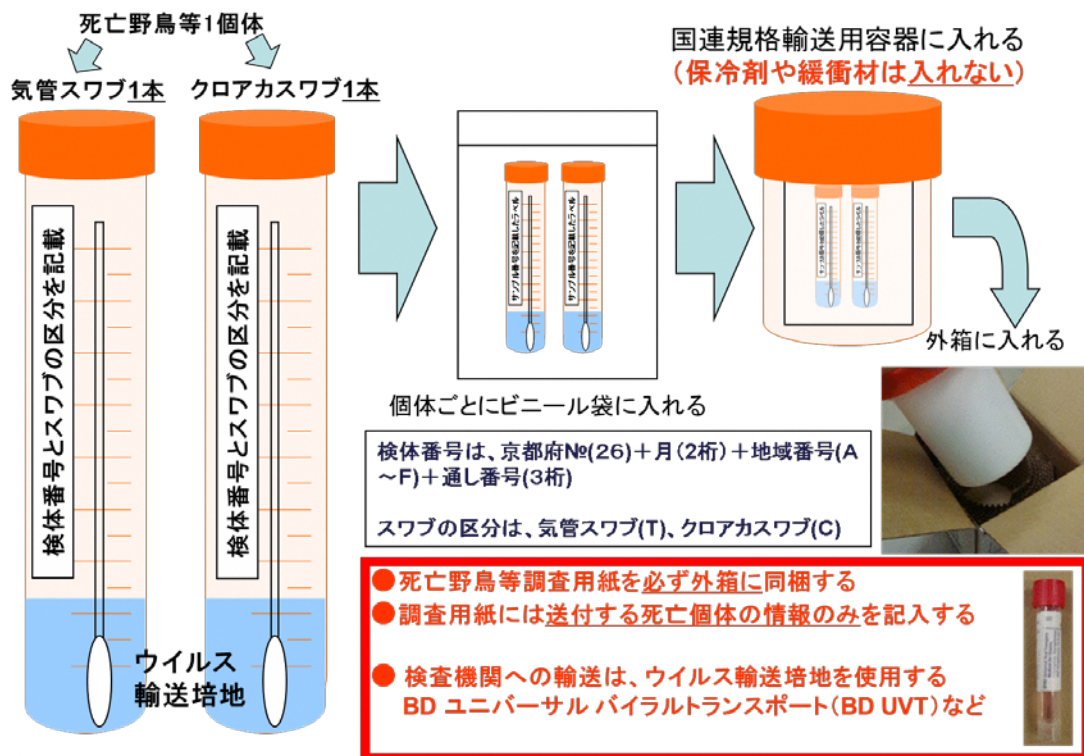


図4 死亡野鳥等のスワブの送付方法

平成 年度 死亡野鳥等調査用紙(京都府)

別記第3号様式

No.	公所名	検体番号	採取部位		発見場所	鳥の種類	発見羽数	発見日	発見時刻	発見者	収容日	検査の実施者	検査日	簡易検査結果	検査羽数	鳥の 状態	備 考		
			C	T															
例	山城広域 振興局	2601 A001	1	1	〇〇市〇〇町 (〇〇池)	オンドリ	1羽	3月21日	11:00	〇〇集落住民 からの通報	3月21日	山城広域振興局 農林工部職員	3月21日	陰性	1羽	死体で 発見			
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
合 計																			

- 1 1行に1個体の情報を記録し、スワブ採取場所(クロアカ採取の場合:C欄)に1、気管採取の場合:T欄に1、採取しなければ0を記入する。
- 2 簡易検査結果が陰性の個体については、検体は遺伝子検査機関(国立環境研究所)に、死亡野鳥等調査報告書は農林振興課と遺伝子検査機関に送付する。
検体番号: 報道府県番号(26)+月(2桁)+実施機関記号(アルファベット)+野鳥の個体整理番号(3桁 実施機関通し番号)
- 3 確定検査において陽性と転じることもあるため、死亡個体に関する情報をできるだけ記録し、地図に位置をおとすとともに、簡易検査陽性の場合には発見場所の写真を撮影する。
- 5 発見場所については、できるだけ詳しく記載し、地図に位置をおとすとともに、簡易検査陽性の場合には発見場所の写真を撮影する。
- 6 鳥の状態は、死亡野鳥の損傷、腐敗等の状態を記入する。
- 7 備考欄には、複数の鳥が死んでいった場合に相互の距離や散乱状況や、また発見時点あるいはその前に特段の気象情報があれば記載する。

(7) 死亡野鳥の検体の保管

試料採取が終了した死亡野鳥は、簡易検査結果が陽性、陰性に関わらず、脚に検体番号を記入したタグを付け、国の遺伝子検査又は確定検査が判明するまで、原則として広域振興局等で冷凍保管(-20℃程度)する。インフルエンザウイルスは凍結しても死なないため、包装を厳重に行う必要がある。死亡野鳥の検体の保管は厚手のビニール袋に入れて口をしぼり、袋の表面をアルコール消毒した上でさらにビニール袋で覆い密封して冷凍保管すること。

なお、死亡野鳥の検体を冷凍保管できない場合は、予備として気管スワブ、クロアカスワブを各1試料を追加採取し、ウイルス輸送用培地にそれぞれ入れて密閉し、サンプル管に検体番号とスワブの区分(TまたはC)を油性ペンで記入して、国の遺伝子検査又は確定検査が判明するまで冷蔵保管(4℃程度)する。

(8) 死亡野鳥の検体及び試料採取用具等の処分

簡易検査で使用したスワブや検査キットの廃棄は、アルコール等で十分に消毒し、ビニール袋に密閉して袋面をさらに消毒して、家畜保健衛生所で感染性廃棄物として焼却処理する。死亡野鳥等の回収や試料採取に使用した使い捨て用のゴム手袋、マスクなどは、同様の消毒方法で十分消毒し、簡易検査結果が陽性の場合は家畜保健衛生所で感染性廃棄物として、陰性の場合は市町村の協力により焼却処理する。保管している死亡野鳥や予備として保管しているスワブは、国の遺伝子検査又は確定検査の結果が確定した後、陽性の場合は家畜保健衛生所で感染性廃棄物として、陰性の場合は市町村の協力により焼却処理する。

(9) 遺伝子検査機関の検査結果通知

簡易検査陰性の試料については、遺伝子検査機関で検査が行われるが、環境省から陽性の結果が府に通知された場合は、すみやかに府内連絡体制に沿って連絡を行い、発生時対応を行う。

なお、環境省から陰性の結果が府に通知された場合は、広域振興局等あて検査結果を通知する。

(10) 公表

府は、簡易検査で陽性が確認された場合や環境省から遺伝子検査や確定検査で陽性が判明したと通知があった場合は、環境省とも調整の上、すみやかに経過及び対応について公表し、府民への注意喚起を行う。ただし、簡易検査や遺伝子検査段階での陽性であっても、病原性の高低が未確定の段階であり、確定検査で陰性となりうることについては、公表の段階で十分に説明を行う。

【簡易検査等陽性の場合の公表文例】

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス陽性判定について（簡易検査）

（お知らせ）

○市内の死亡野鳥について簡易検査を実施したところ、A型インフルエンザウイルス陽性と判定されたため、検体から採材した試料を確定検査機関に送付しましたのでお知らせします。

- 1 これまでの主な経緯
 - (1) 検体を回収した年月日、(2) 検体を回収した場所、(3) 死亡野鳥の種類・羽数
- 2 今後の対応について

検体回収地周辺の監視強化<〇〇広域振興局又は京都林務事務所、農村振興課>

今後、環境省が(確定検査機関)において高病原性鳥インフルエンザの確定検査を実施しますが、検査結果判明まで数日から1週間程度かかる見込みです。

なお、現時点において病性は未確定であり確定検査の結果陰性となることもあります。

【報道機関へのお願い】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【確定検査陽性の場合の公表文例】

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

(お知らせ)

環境省同時発表

〇月〇日に京都府〇〇市〇〇で回収された〇〇〇〇の試料から、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N1亜型)が検出されたとの報告が、本日、検査を行っていた(確定検査機関)からありましたので、お知らせします。

なお、鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いいたします。

- 1 これまでの主な経緯
 - (1) 検体を引き取った年月日、(2) 検体を引き取った場所、(3) 野鳥の種類・羽数、
 - (4) 検査結果、(5) 周辺の状況
- 2 今後の対応について

環境省、地元自治体及び〇〇〇〇大学と連携して、以下について早急に対応。

 - (1) 総合調整<環境省>

現地情報の収集、専門家の意見聴取等を通じて、全体の進行管理や連絡調整を実施。
 - (2) 検出地点周辺の調査<〇〇広域振興局又は京都林務事務所、農村振興課、〇〇大学>
 - ① 高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された〇〇周辺において、野鳥における異常がないかについて監視を実施。
 - ② 高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された〇〇周辺において、カモ類の糞の採取分析等により、ウイルス保有状況について追加調査を実施。
 - (3) 検出地点周辺への立ち入り制限<〇〇市>

本日10時より、〇〇市(町村)〇〇への立ち入りを制限(進入路の通行止)。

【報道機関へのお願い】

〇鳥インフルエンザウイルスは、現場で取材される際などに靴底や車両を通じて拡散する懸念がありますので、周辺への立ち入りや取材は厳に慎むようお願いいたします。

〇今後とも、本件に関する情報提供に努めますので、家きん生産者等の関係者や消費者が、根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いいたします。

(11) 傷病野鳥の取り扱い

傷病鳥獣の野生復帰や鳥獣保護思想の普及啓発に資するため、府では京都市動物園、福知山市動物園、京都府獣医師会、京都市獣医師会の協力を得て傷病鳥獣の救護事業に取り組んでいる。これら救護機関や獣医師会指定の動物病院（以下「救護施設」という。）には府民から多くの傷病野鳥等が持ち込まれ、治療や保護飼育が行われている。

国内において鳥インフルエンザが野鳥から発生した場合、救護施設に衰弱した野鳥の救護要請が急増することが予想されるが、救護施設の飼育鳥への感染防止のため、未然に鳥インフルエンザに感染した野鳥の搬入を防ぐ措置を行う必要がある。そのため、図5に示すとおり表1の対応レベル2（国内発生時に限る。）となった段階で、検査優先種1、2の傷病野鳥、もしくは、それ以外の種で死亡個体も含め3羽以上同一場所で発見された傷病野鳥（以下、「リスク傷病野鳥」という。）の救護については、原則として行わない。

なお、農作物等の被害が多いカラス、ドバト、キジバト、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ、カワウ及びビヒナは、傷病野鳥の救護の対象外とする。

① 傷病野鳥の回収

広域振興局等は、対応レベル2（国内発生時に限る。）又は対応レベル3（国内発生時に限る。）の場合で、府民からリスク傷病野鳥に関する通報を受けたときには、関係市町村と連携して傷病野鳥を回収する。

② 傷病野鳥の簡易検査の実施

回収したリスク傷病野鳥については、衰弱原因が鳥インフルエンザ以外の要因であることが明らかな場合などを除き、広域振興局等は2の(5)「簡易検査の実施と判定」（p11）に準じて簡易検査を行い、死亡野鳥等調査個票（別記第2号様式）を作成して農村振興課あて提出する。

またリスク傷病野鳥以外であっても、救護施設の獣医師から簡易検査の指示があった場合は、広域振興局等において簡易検査を行う。

野鳥監視重点区域（発生地から半径10km圏内）で回収された傷病野鳥は、原則として救護施設に搬入しない。

③ 簡易検査実施後の措置

簡易検査の結果に関わらず、原則として救護施設には搬入しない。簡易検査陰性であった場合は、広域振興局等は2の(6)の「輸送用スワブの作成と送付」（p12）に準じて輸送用スワブを採取し、遺伝子検査機関に送付する。

簡易検査陽性の場合は、広域振興局等は採取した輸送用スワブを、確定検査機関あて送付する。以降の手続きは、2の(7)から(10)に準じて行う。

なお傷病野鳥の取扱いについては、広域振興局等は農村振興課と協議して対応する。

また、種の保存法の国内希少野生動物種については、その希少性や生息状況等によって個別に対応方法の判断が必要な場合も想定されることから、それらの対応については、農村振興課は近畿地方環境事務所と協議する。

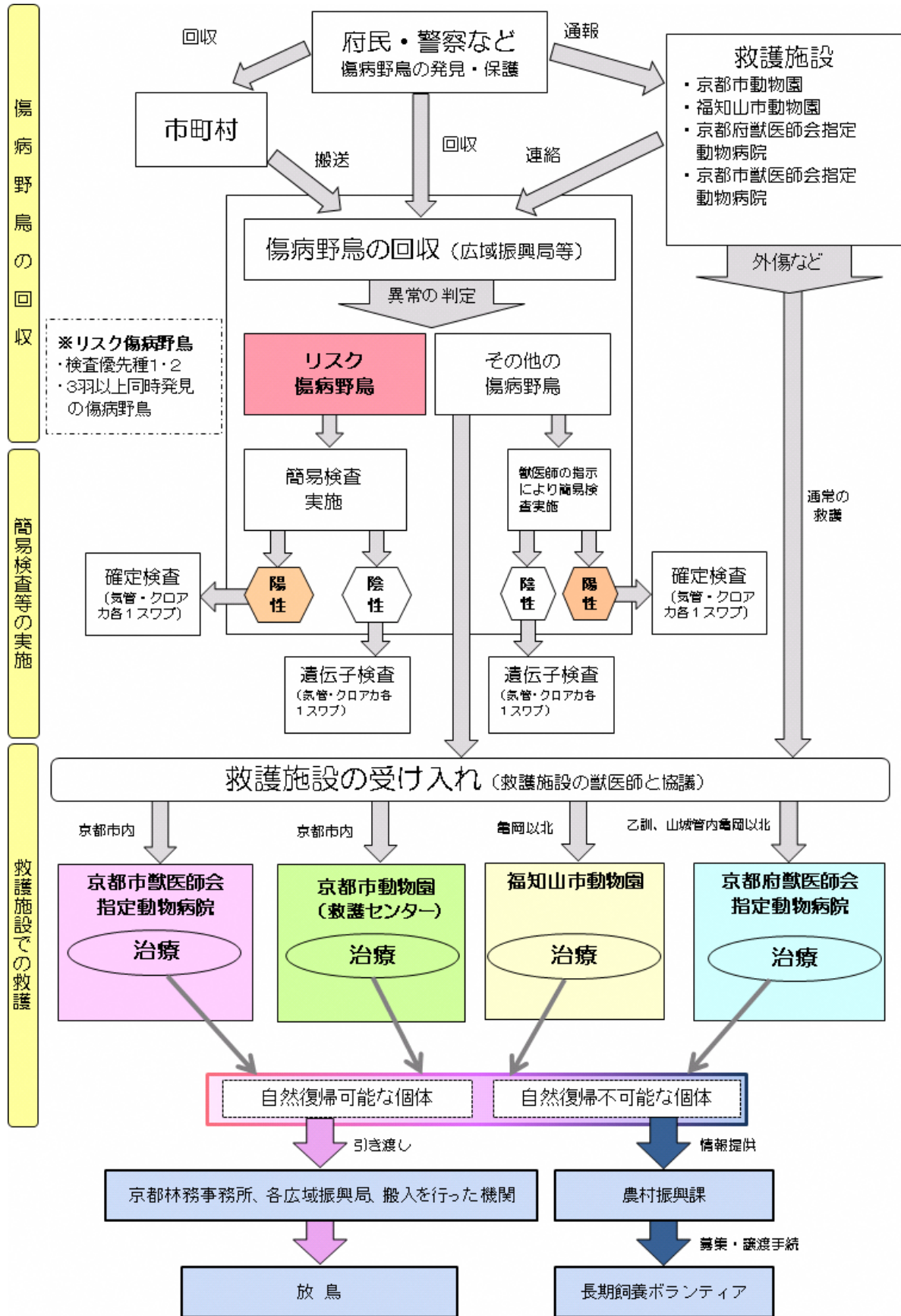


図5 傷病野鳥の取り扱い（国内発生時における対応レベル2・3の場合）

(12)調査資材の備蓄基準

各振興局等は、表6に示すとおり死亡野鳥等調査に必要な資材の備蓄状況について在庫管理し、不足する資材があれば、毎年9月1日までに農村振興課あてに報告する。特にインフルエンザ簡易検査キットやウイルス輸送用培地については、使用期限に注意し、使用期限の切れたものは使用しない。

表6 死亡野鳥等調査資材の備蓄基準（各広域振興局等あたりの必要数量）

品名	必要数量	備考
インフルエンザ簡易検査キット	50セット	使用期限が翌年4月以降までであるもの（25羽分）
ウイルス輸送用培地&スワブセット	50セット	使用期限が翌年4月以降までであるもの（25羽分）
国連規格輸送用容器	2個	
厚手ビニール袋（70L）	100枚	
防護マスクN95	50枚	
使い捨てビニール手袋	50枚	
長靴	3足	
感染防護服セット	3セット	防護服、手袋、マスク、ゴーグルなど
消石灰	1袋	土壌消毒用
消毒用アルコール（70%）	2本	手指消毒用
逆性石けん製剤	1缶	18リットル缶
噴霧器	1台	消毒薬散布用

3 糞便採取調査

渡り鳥の鳥インフルエンザウイルスの保有状況を調べ、府内へのウイルスの侵入を早期に発見するため、渡り鳥が多く飛来するため池1箇所において糞便採取調査を実施する。実施時期及び調査回数は環境省の指示による。

ウイルスは乾燥、高温、日光に弱くこれらの条件下にあると死滅するため、天候は曇りで気温の低い日を調査日とすることがのぞましい。

カモ類の新鮮な糞便を採取し、サンプル管1本につき糞便5個体分を管の7割程度まで入れ、キャップを閉めて20検体（糞便計100個）作成する。水中に落ちているものや乾燥したものは、ウイルスが死滅している可能性が高いため、採取しない。

サンプル管に油性ペンでサンプル番号を記入し、チャック式ビニール袋にサンプル管20検体を入れて密閉し、ビニール袋にも油性ペンで調査日と調査場所を記載する。それらを図6のとおり、国連規格輸送用容器等に入れ、糞便採取調査用紙（別記第4号様式）を外箱に添付して遺伝子検査機関に冷蔵（4℃程度）で送付する。糞便採取調査用紙は近畿地方環境事務所あてにも送付する。

環境省から農村振興課に、確定検査の結果が陽性であった旨の通知があった場合は、すみやかに畜産部局等関係機関に連絡するとともに、環境省と調整して検査結果について公表する。また、直ちに当該ため池から半径10km圏内を野鳥監視重点区域と見なして野鳥サーベイランスなどの発生地対応を行い、周辺の監視体制を強化する。

サンプル番号の採番方法

京都府No.(26)+採取月(2桁)+サンプル番号(01~20)

記載例：261001（京都府で10月に採取された1本目のサンプル）

【遺伝子検査機関】

〒305-8506 茨城県つくば市小野川16-2 TEL 029-850-2896（受付）

国立研究開発法人 国立環境研究所環境試料タイムカプセル棟

野鳥糞便サンプルの送付方法



図6 野鳥糞便サンプルの送付方法

糞便採取調査用紙(サンプル(糞)採取用)

調査者氏名:

調査県名、都道府県番号: 京都府 26

(緯度 経度 標高)

調査地名:

調査日時: 平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分

サンプル(糞)を採取した鳥種

種名*	サンプル番号	糞の個数	備考
	01		
	02		
	03		
	04		
	05		
	06		
	07		
	08		
	09		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		
	15		
	16		
	17		
	18		
	19		
	20		

* 種名はわかる範囲で記述。複数の種類が生息し特定が困難な場合、生息数の多い上位2種を記述。判別が困難な場合、カモ類、ハクチョウ類等の区別まででも可。

1. サンプル管には「都道府県番号」「採取月」(09~05)「サンプル番号」(01~20)の順で記述する。なお、都道府県番号について、北海道のみ調査地が東部と西部で2ヶ所あるため、東部は「01E」、西部は「01W」とする。

<サンプル管への記入例>

01W1002 (北海道西部で10月に採取された2本目のサンプル)

391111 (高知県で11月に採取された11本目のサンプル)

2. サンプル番号は、サンプル管につける番号のこと。1つのサンプル管に5個体分ずつサンプル(糞)を採取するので、100個体分で基本的に通し番号は(01~20)となる。
3. 調査用紙はサンプルと共に検査機関に送付する。また、情報共有のため、地方環境事務所にも送付する。
4. 調査は、調査月の15日以降に実施し、サンプルは月末までに検査機関に到着するように送付する(月末までに到着しない場合はキャンセルとみなし、何も連絡がなければ基本的には翌月15日以降の採材に延期とする)。

Ⅲ 参考

1 検査優先種3の詳細（府内で見られる種）

表7 検査優先種3における検査優先種1、2以外全種の詳細

カモ目カモ科	ツル目ツル科	フクロウ目
サカツラガン	タンチョウ	オオコノハズク
コクガン	アネハヅル	コノハズク
ツクシガモ		アオハズク
アカツクシガモ	チドリ目カモメ科	トラフズク
オカヨシガモ	ミツユビカモメ	コミミズク
ヨシガモ	ズグロカモメ	
アメリカヒドリ	アメリカズグロカモメ	ハヤブサ目
カルガモ	ウミネコ	チョウゲンボウ
ハシビロガモ	カモメ	アカアシチョウゲンボウ
シマアジ	ワシカモメ	コチョウゲンボウ
ユガモ	シロカモメ	チゴハヤブサ
オオホシハジロ	セグロカモメ	
アカハジロ	キアシセグロカモメ	
シメガモ	オオセグロカモメ	
ビロードキンクロ	<u>コアジサシ</u>	
クロガモ	セグロアジサシ	
ホオジロガモ	アジサシ	
ミコアイサ	クロハラアジサシ	
カワアイサ	ハジロクロハラアジサシ	
ウミアイサ		
コウライアイサ	タカ目	
	ミサゴ	
カイツブリ目カイツブリ科	ハチクマ	
アカエリカイツブリ	トビ	
ミミカイツブリ	<u>チュウヒ</u>	
ハジロカイツブリ	ハイイロチュウヒ	
	ウスハイイロチュウヒ	
	アカハラダカ	
	ツミ	
	ハイタカ	※このほか、次の種
	サシバ	カツオドリ目ウ科
	ケアシノスリ	カワウ
	カタシロワシ	ペリカン目サギ科
	<u>イヌワシ</u>	アオサギ

(注)・府内で見られる種(京都府自然環境目録2015掲載種)のみ掲載

- ・一重下線は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の国内希少野生動物種
- ・二重下線は府絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する条例の指定希少

2 鳥インフルエンザに係る啓発資料（環境省）

（参照） http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html#ABOUT

野鳥との接し方について

- 死亡した野鳥など野生動物は、素手で触らないでください。また、同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています
正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします

環境省
Ministry of the Environment

死亡した野鳥を見つけたら

死亡した野鳥は素手で触らないで下さい。

野生の鳥は、体内や羽毛などに細菌や寄生虫などの病原体があることがあります。

同じ場所でたくさんの鳥が死亡していたら
お近くの都道府県や市町村役場にご連絡下さい。

野鳥は様々な原因で死亡します

野生の鳥は、餌が採れずに衰弱したり、環境の変化に耐えられず死んでしまうこともあります。野鳥が死んでいても、**鳥インフルエンザを直ちに疑う必要はありません。**

鳥インフルエンザウイルスの人への感染について

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、過度に心配する必要はありません。

3 関係機関連絡先

山城広域振興局農林商工部企画調整室	tel.0774-21-3212
南丹広域振興局農林商工部企画調整室	tel.0771-22-0426
中丹広域振興局農林商工部企画調整室	tel.0773-62-2593
丹後広域振興局農林商工部企画調整室	tel.0772-62-4315
京都林務事務所林務課	tel.075-451-5724

山城家畜保健衛生所	tel.0774-52-2040
南丹家畜保健衛生所	tel.0771-42-3308
中丹家畜保健衛生所	tel.0773-25-1860
丹後家畜保健衛生所	tel.0772-43-1125

農林水産部農村振興課野生鳥獣担当	tel.075-414-5022
農林水産部畜産課家畜衛生担当	tel.075-414-4985

近畿地方環境事務所野生生物課	tel.06-4792-0706
----------------	------------------

4 高病原性鳥インフルエンザ対策関係のホームページ

環境省	http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/
農林水産省	http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/
厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144461.html
国立感染症研究所感染症情報センター	http://idsc.nih.go.jp/disease/avian_influenza/
(財)日本野鳥の会	https://www.wbsj.org/activity/conservation/infection/influenza/

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル〈京都府〉

発行日

平成23(2011)年11月1日

(平成24年11月1日改正第1回改正)

(平成25年10月1日改正第2回改正)

(平成26年11月14日改正第3回改正)

(平成27年12月24日改正第4回改正)

(平成29年11月7日改正第5回改正)

編集発行

京都府農林水産部農村振興課野生鳥獣担当

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪之内町

電話 075-414-5022 FAX 075-414-5039

<http://www.pref.kyoto.jp/choujyu/wildanimal.html>